



税源移譲

れた方や、海外に転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方は対象外となります。

※**人的控除**の差とは所得税と住民税との控除額の差をいいます。

② 計算方法

平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税

率を適用して計算した税額を差し引いた額を減額します。

なお、平成19年度住民税(道町民税)の減額となりますので、既に納付された税額との差額が還付されます。

③ 申告先、申告手続

平成19年1月1日現在居住していた(平成19年度住民税を納付した)市区町村へ「平成19年度分住民税減額申告書」を提出することになります。

幌延町では、平成19年度と平成20年度の課税状況を照合し、該当者に対して7月上旬頃に「平成19年度分住民税減額申告書」を送付しておりますので、役場会計課税務担当まで提出願います。

※申告書の紛失等により提出できない場合は申請書を再交付しますので役場会計課税務担当までご連絡願います。

(電話)5-1111-1
内線142-143

★税源移譲の関連については、幌延町ホームページにも掲載しておりますので、ぜひご覧下さい。
<http://www.town.horonobe.hokkaido.jp/>

地方税の電子申告(eLTAX)が使いやすくなりました！
法人道民税・事業税の申告は
簡単・便利な
eLTAX
<http://www.eltax.jp/>
税理士関与の電子申告は納税者の電子証明書が不要です。
利用者IDがホームページ上で確認できます。
詳しくは、留萌支庁税務課課税係(電話番号0164-42-8417)までお問い合わせください。

幌延町農業委員会委員 が決まりました

任期満了に伴う幌延町農業委員会委員選挙は、無投票で6名の委員が当選しました。

委員の任期は平成20年7月20日から平成23年7月19日までです。選挙で選ばれた6名と、議会、農業協同組合、農業共済組合からそれぞれ推薦された委員3名の併せて9名の委員により、農地等の利用に関する調整や町の農業政策の振興が図られます。

選挙による委員

板垣幸実	委員	(上問寒)
糠則明	委員	(問寒別)
長澤文雄	委員	(下沼)
栗野治朗	委員	(字幌延)
庄司金八	委員	(下沼)
目黒誠次	委員	(開進)

議会推薦による委員

植村敦 委員 (上幌延)

農業協同組合推薦による委員

木村誠 委員 (下沼)

農業共済組合推薦による委員

平野義和 委員 (中間寒)